様式８

「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン（平成30年3月27日付け障発0327第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」に基づき、本人の同意を得た上で、退院後支援計画を作成することとなっています。

ガイドラインに基づく退院後の支援計画の作成について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

１　退院後にあなたらしい生活を安心して送れるよう、あなたの同意を得た上で、入院中から病院の　職員と協力して、あなたの退院後の支援計画を作成します。

　２　退院後は、関係機関とともに、計画に基づいて、あなたの必要なサポートをします。

　３　計画の支援期間は、退院後６か月以内を基本とします。ただし、あなたの病状や生活環境の変化などによっては、あなたの同意を得た上で、支援期間の延長を原則1回行うことができます。

　４　計画は、あなたやあなたの家族を含め、病院の職員やその他の支援者等で会議を開催し、決定　します。

　５　支援に必要な情報について、関係機関で共有することがあります。

　６　退院後に転居される場合は、あなたの同意を得た上で、転居先の行政機関に、作成した計画の内容や支援経過をお知らせします。

　７　計画の見直しや同意の撤回は、いつでも申し出ることができます。

|  |
| --- |
| ＜お問い合わせ先＞  〇〇保健所　△△課　☆☆班  　　担　当：□□　　◇◇  〒　　-　　　 　和歌山県〇〇市原通１－１  　TEL 073-×××-◎◎◎◎　　 　FAX 073-×××-●●●● |